

令和5年度
福島町議会定例会
12月会議議案

説 明 資 料

福 島 町

令和5年度福島町議会定例会 12月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
41	福島町浄化槽事業の設置等に関する条例	5
42	福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	25
43	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
44	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27
45	福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例	28
46	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	29
47	定住向け町有住宅(2号棟)建築主体工事請負契約の議決更正について	33
48	令和5年度福島町一般会計補正予算(第7号)	
	歳入説明資料	34
	歳出事務事業別説明資料	37

議案第41号関係

福島町浄化槽事業の設置等に関する条例

1 制定の理由

町の浄化槽整備事業会計は、事業開始当初から多くの自治体が採用している官庁会計方式（特別会計：単年度収支）を採用し、現在まで運営してきましたが、国から平成31年度から令和5年度までの5年間で地方公営企業法の全部又は一部（財務規程等）を適用し、公営企業会計に移行するよう要請されたところであります。

特に資産規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業（浄化槽含む）について、重点的な取組を要請されており、当町も本要請に該当することから、公営企業会計に移行するため必要となる事項を定める条例を新たに制定するものであります。

2 制定の内容

（1）設置について（第1条）

公共用水域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、町に浄化槽事業を設置することを規定しております。

（2）法の財務規定等の適用について（第2条）

地方公営企業法に規定する財務規定等を浄化槽事業に適用することを規定しております。

（3）経営の基本について（第3条）

常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営し、処理区域は、福島町の区域内とすることを規定しております。

（4）重要な資産の取得及び処分について（第4条）

法の規定により、予算で定めなければならない浄化槽事業の資産の取得及び処分について、予定価格が7,000千円以上の不動産、動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のもの）又は不動産の信託の受益権の買入れ、譲渡とすることを規定しております。

（5）議会の同意を要する賠償責任の免除について（第5条）

浄化槽事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とすることを規定しております。

（6）会計事務の処理について（第6条）

浄化槽事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納又は支払いに関する事務等に係る権限は、会計管理者権限で行わせることを規定しております。

(7) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について（第7条）

浄化槽事業の業務に関し、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000千円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150千円以上のものについては議会の議決を要することを規定しております。

(8) 業務状況説明書類の提出について（第8条）

浄化槽事業に関し、法の規定に基づき事業の概況、経理の状況等を記載した説明書類を、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年5月31日までに提出することを規定しております。

3 施行期日等

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

また、福島町特別会計条例については、浄化槽整備事業会計が公営企業会計への移行に伴い、第1条第4号の福島町浄化槽整備事業特別会計 浄化槽整備事業の規定を削る必要があるため条例の一部を改正するものであります。

4 その他（関係規則）

○福島町浄化槽事業会計規則（案）

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目

第1節 伝票(第5条—第8条)

第2節 帳簿(第9条—第13条)

第3節 勘定科目(第14条)

第3章 収入及び支出

第1節 収入(第15条—第24条)

第2節 支出(第25条—第41条)

第4章 預り金及び預り有価証券(第42条—第46条)

第5章 固定資産

第1節 通則(第47条)

第2節 取得(第48条—第56条)

第3節 管理及び処分(第57条—第60条)

第4節 減価償却(第61条—第64条)

第5節 固定資産の評価(第65条・第66条)

第6章 リース会計に係る特例(第67条・第68条)

第7章 引当金(第69条)

第8章 予算(第70条—第75条)

第9章 決算(第76条—第79条)

第10章 契約(第80条—第82条)

第11章 雑則(第83条—第86条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町浄化槽事業(以下「浄化槽事業」という。)の会計その他財務に関する基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業出納員及び現金取扱員)

第2条 浄化槽事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、町民課長とする。

3 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる浄化槽使用料その他の収納金の限度額は、50万円とする。

4 前項の規定にかかわらず、企業出納員が必要と認めた場合は、限度額を超えて取り扱わせることができる。

(善管注意義務)

第3条 会計管理者、企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもつて、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務の取扱い)

第4条 町長は、浄化槽事業の業務に係る公金の出納事務の一部を指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるものを福島町浄化槽事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)と、収納事務の一部を取り扱わせるものを福島町浄化槽事業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)とする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第5条 浄化槽事業に係る取引については、その取引の発生都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

- 2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
- 3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の整理及び日計表の作成)

第7条 町民課長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

第8条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によつて編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第9条 浄化槽事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿を備える。

- (1) 収入予算執行計画整理簿
- (2) 支出予算執行計画整理簿
- (3) 総勘定元帳
- (4) 内訳簿
- (5) 収入調定簿
- (6) 現金出納簿
- (7) 預金口座出納簿
- (8) 物品出納簿
- (9) 経過勘定整理簿
- (10) 工事費内訳整理簿
- (11) 固定資産台帳
- (12) 企業債台帳

2 町長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて会計帳簿を設けることができる。

3 前2項に規定する会計帳簿(以下「帳簿」という。)は、町民課長が整理し、保管しなければならない。

(帳簿の記載)

第10条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第11条 総勘定元帳は、第14条第2項に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第7条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

- 2 内訳簿は、第14条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により1件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第12条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第13条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

(勘定科目)

第14条 浄化槽事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

- 2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の調定)

第15条 町民課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票(調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票)を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、町長の決裁を受けなければならない。

- 2 町民課長は、前項の規定による町長の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により内訳簿のほか収入予算執行計画整備簿並びに収入調定簿に記帳しなければならない。

- 3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第16条 町民課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によつて納入の通知をする場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の3日前までに送付しなければならない。

- 3 納入義務者が口座振替及び自動払込みの手続をした場合の納入の通知は、当該納入義務者が指定した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する納入通知書、又はUSBディスクの交付をもつてこれを行うものとする。

(納入通知書の再発行)

第17条 町民課長は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

(領収書の交付)

第18条 会計管理者、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により浄化槽事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替による納入者については、口座振替済通知書による通知をもって領収書に代えることができる。

(収納金の取扱い)

第19条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに会計管理者に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に引き継ぐことができる。

2 会計管理者は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日又は収納した日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

3 収納取扱金融機関は、浄化槽事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の浄化槽事業の預金口座に当該収納の日の翌日までに振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた浄化槽事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を当該振り替えられた日又は収納した日のうちに会計管理者に送付しなければならない。

5 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収又は収納した場合について準用する。

(収入伝票の発行等)

第20条 町民課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票(一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。)を発行し、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳するとともに当該収入伝票により、収入の収納を証する書類を添付して町長の決裁を受け、内訳簿のほか収入調定簿に記帳しなければならない。

(過誤納金の還付)

第21条 町民課長は、収納金のうち過納又は誤納となつたものがある場合は、当該過誤

納金について振替伝票を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して町長の決裁を受けて、その旨を納入者に通知するとともに、内訳簿のほか収入予算執行計画整理簿又は支出予算執行計画制定簿に記帳しなければならない。

- 2 第26条及び第37条の規定は、前項に規定する過誤納金の還付について準用する。
(小切手の支払地の区域)

第22条 浄化槽事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、福島町とする。

(証券の支払拒絶等)

第23条 会計管理者、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

- 2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、直ちにその支払のなかつた金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を会計管理者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「出納取扱金融機関」とあるのは、「会計管理者」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、会計管理者から払込みを受けた証券については、当該証券を会計管理者に返付し、当該証券の受領書を徴さなければならない。
- 6 町民課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を会計管理者から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、預金口座出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によつて当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して町長の決裁を受け、内訳簿のほか収入調定簿に記帳しなければならない。この場合において、会計管理者が収納した証券(現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

7 会計管理者、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段、第4項前段又は前項後段の規定による通知をした納入義務者から支払の拒絶のあつた証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第24条 法令若しくは条例又は議会の議決によつて債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、町民課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によつて当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して町長に報告するとともに、内訳簿のほか支出予算執行計画整理簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

第2節 支出

(支出の手続)

第25条 町民課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によつて町長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

2 町民課長は、支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票)を発行し、当該書類を添えて町長の決裁を受け、内訳簿のほか支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

(支払伝票の発行)

第26条 町民課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証票類に基づいて支払伝票(一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。)を発行して町長の決裁を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調整し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合にはこれを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合において、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

4 町民課長は、支払伝票に基づいて浄化槽事業の支出の支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払の手続)

第27条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、町民課長は、経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わつた

後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて、町民課長に提出しなければならない。

- 3 町民課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該書類を添付して町長の決裁を受けるとともに、内訳簿のほか支払予算執行計画整理簿、経過勘定整理簿及び現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

(隔地払)

第28条 会計管理者は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合には、出納取扱金融機関に、出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。

- 2 会計管理者は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

(口座振替の申出)

第29条 債権者は、口座振替の方法によつて支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書によつて町民課長に申し出なければならない。

(口座振替のできる金融機関)

第30条 出納取扱金融機関等に預金口座を設けている債権者には、口座振替の方法により支出することができる。

(口座振替手続等)

第31条 会計管理者は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、会計管理者の口座振替の通知によつて振替を行つたものについて支払済通知書により翌日までに会計管理者に報告しなければならない。

(支払事務の委託)

第32条 第28条の規定は、私人に必要な資金を交付して、支払事務の委託を行う場合について準用する。

(小切手の振出し)

第33条 会計管理者は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

- 2 小切手の署名は、記名押印によつて行うものとする。
- 3 会計管理者は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取

人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

- 4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行つたものについて支払済通知書により翌日までに会計管理者に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第34条 小切手の金額は、訂正してはならない。

- 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して町長の印を押さなければならない。

- 3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手帳の保管)

第35条 小切手帳の保管は、会計管理者が行う。

(公金振替書)

第36条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

(領収書等の徴収)

第37条 会計管理者は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によつて支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第38条 町民課長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

- 2 町民課長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第39条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかつた旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

- 2 第20条の規定は、前項の場合について準用する。

(過誤払金の回収)

第40条 町民課長は、浄化槽事業の支出の支払のうち過払又は誤払となつたものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、町長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿又は収入予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

い。

2 第16条から第18条まで及び第20条の規定は、前項に規定する過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第41条 町民課長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、町長の決裁を受けなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第42条 会計管理者は、保証金その他浄化槽事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 預り保証金

(2) 預り諸税

(3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第43条 預り金の受入れ及び払出しは、浄化槽事業の収入の収納及び支出の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第44条 浄化槽事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によつて保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第45条 会計管理者は、前条第1項の規定により預り有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第46条 会計管理者は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、町長の決裁を受けて、還付しなければならない。この場合において、会計管理者は、受領書を徴さなければならない。

第5章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第47条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

- ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
- エ 機械及び装置並びにその他の附属設備
- オ 自動車その他の陸上運搬具
- カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。)
- キ リース資産(浄化槽事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)
- ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)
- ケ その他有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 特許権
- エ 施設利用権
- オ ソフトウェア
- カ リース資産(浄化槽事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。)
- キ その他無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。))に満期の到来する有価証券を除く。)
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ 長期前払消費税
- カ その他固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第2節 取得

(取得価額)

第48条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によつて取得した固定資産については、購入に要した価額

(2) 建設工事又は製作によつて取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であつて取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第49条 町民課長は、固定資産を購入しようとする場合は、第25条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて町長の決裁を受けるとともに支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類

(2) 購入しようとする事由

(3) 予定価格及び単価

(4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額

(5) 契約の方法

(6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第50条 町民課長は、固定資産を交換しようとする場合は、第25条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて町長の決裁を受けなければならない。

(1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金

(2) 交換しようとする事由

(3) 契約の方法

(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第51条 町民課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて町長の決裁を受けなければならない。

(1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類

(2) 譲り受けようとする事由

(3) 譲り受けようとする固定資産の評価額

(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第52条 町民課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて町長の決裁を受けるとともに支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- (1) 建設改良工事によつて取得しようとする固定資産の名称及び種類
 - (2) 工事を必要とする事由
 - (3) 工事の始期及び終期
 - (4) 予定価格
 - (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
 - (6) 工事の方法及び契約の方法
 - (7) その他必要と認められる事項
- 2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第53条 町民課長は、固定資産の取得の通知を受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(取得の報告)

第54条 町民課長は、固定資産を取得した場合は、振替伝票を発行し、遅滞なく町長の決裁を受けるとともに支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- 2 前項の場合においては、町民課長は、法令の定めるところに従つて、遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

(建設改良工事費の精算)

第55条 町民課長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、町民課長は、あらかじめ定めた基準に従つて間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第56条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 町民課長は、前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、町長の決裁を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第57条 町民課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく町長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第58条 町民課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて町長の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価格
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第59条 町民課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていること、その他の理由によりその用途に使用することができなくなつたものについては、町長の決裁を受けて、再使用できるものと、不用となり又は使用に耐えなくなつたものとに区分しなければならない。この場合において、町民課長は、再使用できるものがあるときは、入庫伝票及び振替伝票を発行し、これらの伝票により町長の決裁を受け、入庫伝票に基づいて受払簿に記帳するとともに、振替伝票に基づいて内訳簿に記帳した上で物品に振り替えなければならない。

2 前項の場合において、物品の受入価額は、適正な評価額によるものとする。

3 前2項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第60条 町民課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して町長に報告しなければならない。

第4節 減価償却

(固定資産の減価償却の方法)

第61条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によつて取得の翌年度から行う。

(リース資産の減価償却の方法)

第62条 第47条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。)の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐

用年数とし、残存価額を零とする定額法によつて、取得の当月から行う。

(特別償却率)

第63条 償却資産のうち、直接その事業の用に供する固定資産について、経営の健全性を確保する必要がある場合は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。)第15条第1項の規定により算出した金額に、当該金額に100分の50を乗じて得た金額を加えた金額を各事業年度の減価償却額とすることができる。

(減価償却の特例)

第64条 町民課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において施行規則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について町長の決裁を受けなければならない。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第65条 町民課長は、固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第66条 町民課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

- 2 町民課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。
- 3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、浄化槽事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第6章 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例)

第67条 前章の規定にかかわらず、第47条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。)については、施行規則第55条第1号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)

第68条 前章の規定にかかわらず、第47条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産(所

有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。)については、施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。

第7章 引当金

(引当金の計上)

第69条 将来の特定の費用又は損失(施行規則第22条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 修繕引当金
- (2) 特別修繕引当金
- (3) 貸倒引当金
- (4) その他引当金

第8章 予算

(予算原案作成方針)

第70条 町民課長は、町長が定める日までに翌年度の予算原案作成方針について町長の決裁を受けなければならない。

(予算原案等の町長への提出)

第71条 町民課長は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を町長が定める日までに町長に提出するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の執行)

第72条 町民課長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画(以下「予算執行計画」という。)を予算の範囲内で、款、項、目及び節に区分して作成し、町長の決裁を受けて執行するものとする。

2 町民課長は、予算執行計画に定める款、項、目及び節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の事由等を記載した文書によつて、町長の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第73条 町民課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によつて町長の決裁を受け

なければならない。

- 2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第74条 町民課長は、地方公営企業法第24条第3項の規定により、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によつて町長の決裁を受けなければならない。

- 2 町民課長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて町長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第75条 町民課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)を作成して5月31日までに町長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越して使用する場合について準用する。

第9章 決算

(決算の調製)

第76条 浄化槽事業の決算の調製に関する事務は、町民課長が行う。

(決算整理)

第77条 町民課長は、毎事業年度経過後速やかに、振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 第69条各号に掲げる引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切り)

第78条 町民課長は、前条の規定により決算整理を行つた後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第79条 町民課長は、毎事業年度5月31日までに次の各号に掲げる書類を作成し、証書類を添えて町長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書
- (12) 基金運用状況調書

第10章 契約

(随意契約)

第80条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第21条の14第1項第1号の規定により随意契約とすることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を決定する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(入札保証金及び契約保証金)

第81条 施行令第21条の15の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、次の各号に掲げる保証金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

(準用)

第82条 前2条に定めるもののほか、浄化槽事業の契約については、福島町契約事務規則(平成7年福島町規則第14号)の規定を準用する。

第11章 雑則

(計理状況の報告)

第83条 町民課長は、毎月末日をもつて月次試算表及び資金予算表を作成し、町長の決裁を受けなければならない。

(伝票等の様式)

第84条 この規則に定める伝票等の様式は、町長が別に定める。

(財務規則の準用)

第85条 この規則に定めるものを除く外、浄化槽事業の会計に関し必要な事項は福島町財務規則(昭和42年福島町規則第5号)を準用する。

(その他)

第86条 この規則に定めるもののほか、浄化槽事業の会計事務の処理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号関係

福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

選挙公報は、選挙管理委員会が発行する、候補者の氏名、経歴、政見、写真等が掲載されており、公職選挙法第 168 条（以下「法」という。）及び福島町選挙公報の発行に関する条例第 2 条（以下「条例」という。）に基づき発行されているもので、有権者にとって投票の判断材料として有意義なものとなっています。

しかしながら、条例第 6 条では、無投票となった場合、天災や事故等があったときは、選挙公報発行の手続きは中止すると規定されており、選挙公報が発行されないことにより無投票で当選した議員や長が選挙時にどのような公約を掲げようとしていたのか、有権者が確認することが困難となっている状況にあります。

こうした状況を解消するとともに、選挙に関する記録として留めるためホームページに限り掲載できるよう改正しようとするものであります。

2 改正の内容

（1）第 6 条に、次のただし書きを加えます。

「ただし、掲載文原稿について、選挙に関する記録として福島町ホームページに限り掲載することができる。」

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に執行する福島町の議会の議員及び長の選挙から適用します。

議案第 4 3 号関係

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第 58 号)の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 3 条第 11 項が同条第 10 項に改正されること等を受けて、関係条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1)条例第 15 条及び第 36 条関係

指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への「事前協議」が「事前通知」に見直したため、関係する規定を改正するものであります。

(2)条例第 35 条及び第 36 条並びに第 50 条関係

「款」から「節」の構成に変更されているため関係する文言の整理を行うものであります。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 4 4 号関係

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後の期間の所得割及び均等割を軽減する措置が講じられたことに伴い、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 出産被保険者に係る軽減措置（第 2 3 条第 3 項関係）

ア 対象者	出産する予定の被保険者
イ 軽減対象	当該被保険者に係る所得割額及び均等割額
ウ 期 間	4 ヶ月（多胎妊娠の場合は 6 ヶ月） 出産の予定日が属する月の前月から出産予定月の翌々月 までの期間とします。
エ 財政負担	国 1/2、道 1/4、町 1/4

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとします。

議案第 4 5 号関係

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

近年の水産加工業におけるイカ不漁に伴う加工原料の確保、燃料費等の高騰による経営圧迫などが深刻な問題となっていることから、福島水産加工協同組合からの支援要望書を受け、預託金額増額による融資枠の拡大とともに、既に実施している利子の補給に加えて、その貸付けに対する保証料の補給を行うことにより、町の基幹産業である水産加工業の経営基盤安定化を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 第 5 条関係

- ①新たに保証料の補給ができるよう、文言を追加しております。
- ②保証料補給金額は、条例規則において定めることとしております。
- ③償還延滞により生じた保証料は適用しないこととしております。

3 預託金額及び保証料補給

金融機関に対する預託金額は、現行 70,000 千円を 85,000 千円とし、保証料補給額は支払った金額全額とするものです。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

議案第46号関係

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

1 変更の理由

「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン（H31～R5）」は、福島町と函館市が締結した形成協定に基づき、道南18の関係自治体が連携・協力し、人口定住を推進する具体的な取組内容や圏域の将来像を明らかにするものであり、平成30年度に策定しました。

今般、計画期間が令和5年度で満了することから、評価指標の達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン（R6～R10）」を策定するにあたり、新たに連携して取組む具体的事項の追加等に伴い、これまでの協定の内容に一部変更が生じるので、変更締結しようとするものであります。

2 変更の内容

新たに連携して取組む具体的事項の追加及び文言の整理等。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書
新旧対照表

現 行			変 更 案		
別表第1（第3条、第4条関係）			別表第1（第3条、第4条関係）		
ア 医療			ア 医療		
広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。	広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。		甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。		乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
<u>医療従事者の確保・養成</u>	取組の内容	<u>圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む。</u>	<u>安定的な医療提供体制の確保</u>	取組の内容	<u>圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。</u>
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における <u>安定的な医療提供体制の維持を図るための</u> 各種事業において中心的な役割を担う。		甲の役割	乙と連携して、圏域内における <u>安定的な医療提供体制を確保するための</u> 各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における <u>安定的な医療提供体制の維持を図るための</u> 各種事業に取り組む。		乙の役割	甲と連携して、圏域内における <u>安定的な医療提供体制を確保するための</u> 各種事業に取り組む。

現 行	変 更 案		
イ （略）	イ （略）		
	ウ 教育		
	<u>文化・スポーツの振興</u>	<u>取組の内容</u>	<u>圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。</u>
		<u>甲の役割</u>	<u>乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。</u>
		<u>乙の役割</u>	<u>甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。</u>
別表第2（第3条、第4条関係）	別表第2（第3条、第4条関係）		
ア～ウ （略）	ア～ウ （略）		
	エ その他		
	<u>消費生活相談の広域的対応</u>	<u>取組の内容</u>	<u>圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。</u>
		<u>甲の役割</u>	<u>乙と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。</u>

現 行	変 更 案		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 318 1082 573">乙の役割</td><td data-bbox="1082 318 1369 573"> <u>甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。</u> </td></tr> </table>	乙の役割	<u>甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。</u>
乙の役割	<u>甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。</u>		

議案第 4 7 号関係

定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について

1 議決更正する理由

定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事の契約変更の内容については、建築基準法改正に伴い義務化されることとなる高断熱・高気密仕様を今住宅に適用する為、気密化工事の仕様変更及び気密化測定の費用を追加し、工事費に変更が生じることとなりました。

そのため、令和5年5月18日議決（議案第9号）の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

区 分	変更前	変更後
工 事 名	定住向け町有住宅（2号棟） 建築主体工事	左に同じ
工事箇所	福島町字三岳84番地	左に同じ
工事概要	・木造平屋建（長屋：4LDK 2戸） 延面積 188.80 m² ・物置棟 1棟	・木造平屋建（長屋：4LDK 2戸） 延面積 188.80 m² ・物置棟 1棟 変更内容 気密フィルムの仕様変更 気密フィルム補強材 追加 気密測定費 追加
工 期	令和5年5月18日から 令和6年1月31日まで	左に同じ
契約金額	77,099,000 円 (内消費税等相当額 <u>7,009,000</u> 円)	77,528,000 円 (内消費税等相当額 <u>7,048,000</u> 円) ※429,000 円の増
契約の相手方	松前郡福島町字塩釜49番地の4 古谷・松岡 経常建設共同企業 体 代表者 有限会社 古谷建設 代表取締役 古谷 貴志	左に同じ

13款：国庫支出金 1項：国庫負担金

（単位：千円）

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
33	1 民生費国庫負担金	131,966	200	132,166	2 障害者介護給付費等国庫負担金	200	障害者介護給付費等国庫負担金	200
	◆障害者福祉事業における補装具給付費の追加に伴う負担金の増							
	計	146,016	200	146,216				

13款：国庫支出金 2項：国庫補助金

（単位：千円）

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
33	1 総務費国庫補助金	53,741	55,441	109,182	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	47,444	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	47,444
	◆低所得者世帯支援給付金(追加分)給付事業実施に係る補助金の追加							
	◆住民票等に氏名等の振り仮名表記などを実施するためのシステム改修に係る補助金の追加				3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,997	総務省所管社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,997
33	2 民生費国庫補助金	7,787	137	7,924	1 障害者自立支援事業費等補助金	137	障害者自立支援事業費等補助金	137
	◆障害者福祉システム改修に係る補助金の増							
	計	137,918	55,578	193,496				

1 4 款：道支出金 1 項：道負担金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
34	1 民生費負担金	110,317	100	110,417	3 障害者介護給付費等負担金	100	100 障害者介護給付費等負担金
	◆障害者福祉事業における補装具給付費の追加に伴う負担金の増						
	計	114,137	100	114,237			

1 4 款：道支出金 2 項：道補助金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
34	2 民生費補助金	8,519	100	8,619	3 地域づくり総合交付金	100	100 地域づくり推進事業補助金（権限移譲推進事業）
	◆バスポート発給申請事務に係る備品購入費に対する補助金の増						
	計	133,235	100	133,335			

1 7 款：繰入金 2 項：基金繰入金 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
34	1 財政調整基金繰入金	165,217	50,506	215,723	1 財政調整基金繰入金	50,506	50,506 財政調整基金繰入金
	◆今回の補正に係る財源調整による増額。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は215,723千円となります。						
	計	297,511	50,506	348,017			

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算（第7号） 歳入説明資料
19款：諸収入 3項：貸付金元利収入 (単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
34	1 水産加工振興資金貸付金収入	70,000	15,000	85,000	1 水産加工振興資金貸付金収入	15,000	産業振興資金貸付金収入	15,000
	◆産業振興資金増枠に係る預託金追加に伴う増							
	計	73,183	15,000	88,183				

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名 議会事務局									
1 款：議会費		1 項：議会費		1 目：議会費		予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額				
			3,840	2	3,842	2	一般財源	2	【事業目的】 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有する。
37	継	情報公開費							【主な増減】 使用料及び賃借料2（インターネットサーバースペースサービス使用料）
									【事業内容等】 令和6年1月1日から価格改定されることによる追加。

議案 ページ		課 名		総務課					
		1 項：総務管理費		1 目：一般管理費					
新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)			
		補正前の額	補正額				補正後の額		
37	一般管理費	27,565	700	28,265	700 一般財源	【事業目的】 行政組織及び全般的な事務管理を行い安定的な行政運営を図る。			
						【主な増減】 旅費700（普通旅費）			
						【事業内容等】 各種要請活動に係る出張増加により、特別職の旅費に不足が見込まれるための追加。			
		32,291	510	32,801 一般財源	510	【事業目的】 庁舎を適切に維持管理する。			
37	庁舎管理費					【主な増減】 備品購入費510（庁用備品購入費）			
						【事業内容等】 自動血圧測定器（一階ロビー・1台）及び機能回復室用イス購入（15脚）による増額。			

		課 名		企画課			

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

		課 名		企 画 課			
		1 項：総務管理費		1 2 目：テレビ中継局管理費			
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			補正前の額	補正後の額			
			3,324	308	308 一般財源	【事業目的】 福島・白符テレビ中継局等の維持管理。	
37	継	テレビ中継局管理費				【主な増減】 需用費308（修繕費）	
						【事業内容等】 白符中継局のH T B用装置修繕による増額。	

		課 名		総務課			
		1 項：総務管理費		1 5 目：電子自治体推進費			
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
			1,182	15	15 一般財源	【事業目的】 住民生活に必要な行政情報の提供、申請・届出等の電子化など国等と連携した行政サービスを提供する。	
						【主な増減】 使用料及び賃借料15（ウイルスソフトライセンス使用料）	
						【事業内容等】 庁内LANアンチウイルスソフト使用端末数の増加による使用料の追加。	
38	継	総合行政ネットワーク 事業費					

課 名 町民課（税務）							(単位：千円)
2 款：総務費		2 項：徴税費		2 目：賦課徴収費		説明（事業の目的・主な増減等）	
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額	財源内訳			
			補正前の額 1,417	補正額 1,525	補正後の額 2,942	一般財源 1,525	【事業目的】 町税の賦課業務に関する事務。
							【主な増減】 償還金・利子及び割引料1,525（過誤納還付金）
38	継	賦課費					【事業内容等】 固定資産税の課税誤りによる過徴収分を還付するため。（9名分） ・ 本 税 1,239,500円 ・ 還付加算金 285,300円 ・ 計 1,524,800円

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名 町民課									
2 款：総務費		3 項：戸籍住民基本台帳費		1 目：戸籍住民基本台帳費		(単位：千円)			
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)			
			補正前の額	補正額					
			180	230	道支出金 一般財源	100 130	【事業目的】 旅券事務を適切に処理する。		
38	継	旅券発給事務費					【主な増減】 備品購入費230 (電子計算機器購入費)		
							【事業内容等】 バスポート電子申請用の関係機器 (ノートPC外) 購入費の追加。		
			0	8,641	国庫支出金 一般財源	7,997 644	【事業目的】 社会保障・税番号制度の導入に係るマイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記の実現を図るため関係システムの整備を実施する。		
38	継	社会保障・税番号制度 システム整備費					【主な増減】 委託料8,641(電子計算機システム開発委託料)		
							【事業内容等】 住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの整備業務委託料の追加。		

3 款：民生費			1 項：社会福祉費		1 目：社会福祉総務費				(単位：千円)
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）			
			補正前の額	補正額			補正後の額		
			3,560	55	55 一般財源	【事業目的】 住宅の屋根の雪下し及び家屋周辺の除排雪等を自力で行うことが困難な高齢者世帯等に 対し、除排雪の費用の一部を助成する。また各町内会への除雪ボランティア活動の支援 として、小型除雪機の貸与を実施し福祉の向上を図る。			
39	継	高齢者屋根雪下し及び 除排雪費用助成事業費				【主な増減】 需用費55（消耗品費20、燃料費35）			
						【事業内容等】 小型除雪機に係る消耗品及び燃料費の追加。			

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名		福社課		1 目：社会福祉総務費				説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
		予 算		額					
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳			
			648	75	723	一般財源	75	【事業目的】 社会福祉業務全般を適切に執行し福祉の増進を図る。	
39	継	社会福祉総務費						【主な増減】 旅費75（普通旅費）	
								【事業内容等】 吉岡温泉建設補助協議等に係る普通旅費の増額。	
			206,862	693	207,555	国庫支出金 道支出金 一般財源	337 100 256	【事業目的】 障がい者がその能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付・支援を行い福祉の充実を図る。	
								【主な増減】 役務費18（医師意見書作成手数料）、委託料275（障害者福祉システム改修委託料）、扶助費400（補装具給付費）	
39	継	障害者福祉事業費						【事業内容等】 ①障害支援区分認定に係る医師意見書作成手数料の増額。 ②令和6年度障害福祉サービスの報酬改定等に伴う障害福祉システム改修委託料の追加。 ③補装具交付件数の増に伴う給付費の増額。	

課 名		教育委員会事務局（生涯学習）					(単位：千円)
3 款：民生費		6 目：福祉センター運営費					
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳	
			14,816	650	15,466	一般財源	
39	継	福祉センター運営費				【事業目的】 集会施設の提供及び社会福祉並びに社会教育活動場所の提供。	
						【主な増減】 需用費650（光熱水費）	
						【事業内容等】 電気料の単価増に伴う光熱水費の増額。	
			0	4,000	4,000	一般財源	
		福祉センター冷房設備 設置事業費 ※政策等調書P48				【事業目的】 夏季における館内温度の著しい上昇対策として、冷房設備を整備することにより、来館者の利便性の確保をする。	
39	新					【主な増減】 備品購入費4,000（管理用備品購入費）	
						【事業内容等】 エアコン2台（音楽室、図書室）、窓用エアコン7台（研修室、和室、老人室）購入。	

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名 町民課

3 款：民生費		1 項：社会福祉費		8 目：吉岡総合センター管理運営費		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
		新 議案 ページ	継	予 算	額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	70	70		【事業目的】 吉岡総合センターの円滑な管理運営に係る経費。	
40	継	8,155	70	8,225	一般財源			【主な増減】 役務費70（防火対象物点検手数料）	
								【事業内容等】 吉岡総合センターの防火対象物点検手数料の追加。	

3 款：民生費		1 項：社会福祉費		9 目：低所得者世帯者支援給付金給付事業費		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
		新 議案 ページ	継	予 算	額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	47,444 17,156	47,444 17,156		【事業目的】 物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、高齢者等を含む令和5年度の住民税非課税世帯に対し、給付金を支給する。	
40	新	0	64,600	64,600	国庫支出金 一般財源			【主な増減】 需用費200（消耗品費100、印刷製本費100）、役務費500（通信運搬費300、各種手数料200）、委託料3,000（電子計算機システム開発委託料）、負担金・補助及び交付金60,900（低所得者世帯支援給付金）	
								【事業内容等】 令和5年12月1日を基準日として、福島町の住民基本台帳に記載されている、住民税が非課税の世帯に対し、一世帯あたり7万円の生活支援助成金を支給	

3 款：民生費		2 項：児童福祉費		4 目：学童保育費		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
		新 議案 ページ	継	予 算	額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	400	400		【事業目的】 町立小学校の児童で帰宅後、保護者が就労等により保育を必要とする者に対し、保護者に代わり保育し、学童の健全な育成を図る。	
40	継	1,793	400	2,193	一般財源			【主な増減】 備品購入費400（管理用備品購入費）	
								【事業内容等】 学童保育に使用している教室への窓用エアコン4台購入費の追加。	

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名		福社課		予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)	(単位：千円)
議案 ページ	新 継	補正前の額	補正額	補正後の額				
4 款：衛生費	1 項：保健衛生費	2 目：予防費						
		13,758	0	13,758	0	国庫支出金	【事業目的】 新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止を図ることを目的に、新型コロナウイルス用ワクチンが承認された後、ワクチン接種を円滑に実施するための必要な体制を確保する。	
							【主な増減】 職員手当等△1,800 (時間外勤務手当)、負担金・補助及び交付金1,800 (個別接種促進支援金)	
41	継	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費					【事業内容等】 国の方針に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を集団接種から個別接種に切り替えたことに伴う経費の増減。 ①集団接種に係る職員の時間外勤務手当の減額。 ②個別接種促進支援金の増額。(②2,000円×900件)	

課 名		産業課（農林）							
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名		予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		(単位：千円)
		補正前の額	補正額	補正後の額					
		3,618	146	3,764	一般財源	146	【事業目的】 町で整備した農業施設を適切に維持管理する。		
41	継	農業施設維持管理費					【主な増減】 需用費146（修繕費）		
							【事業内容等】 落雷により故障した千軒そば乾燥調製施設照明修繕費の追加。		

6 款：農林水産業費				2 項：林業費				4 目：熊等による被害対策費				(単位：千円)
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名		予 算 額		財源内訳		説明 (事業の目的・主な増減等)				
		補正前の額	補正額	補正後の額								
			6, 146	1, 753	7, 899	1, 753	一般財源	【事業目的】 ヒグマ・エゾシカ及びキツネ等の鳥獣による農林業への被害を未然に防止し、地域住民の生活安全と産業の振興に資する。				
41	継	熊等による被害対策費						【主な増減】 報償費1,621 (ヒグマ等捕獲報償費 480、活動報償費 1,141)、需用費132 (消耗品費)				
								【事業内容等】 ヒグマ出没による巡視の強化や箱わな設置に係る見回り対応に伴う活動報償費及び熊よけスプレー購入に係る消耗品費の追加。				

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名		産業課（農林）					
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
			5,401	315	315 一般財源	【事業目的】 山崩れや洪水などの災害を未然に防止する。	
42	継	自然災害防止事業費				【主な増減】 公有財産購入費315（土捨場用地購入費）	
						【事業内容等】 治山工事等に伴う土捨場用地購入費の追加。（兵舞地区）	

課 名		産業課（水産）					
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
			71,400	15,200	200 一般財源 その他 86,600 15,000	【事業目的】 町内水産加工業者の加工原魚購入費用を一時的に支援することで企業の経済活動を推進し、町内産業の振興を図る。	
42	継	産業振興資金貸付費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金200（産業振興資金利子等補給金） 貸付金15,000（産業振興資金貸付金）	
						【事業内容等】 水産加工団体からの資金増枠要望に対する各種費用の追加。	

課 名		産業課（商工観光）						
7 款：商工費 議案 ページ	1 項：商工費 事務・事業予算名	予 算		額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
		補正前の額	補正額	補正後の額				
		2,987	10	2,997	10	一般財源	【事業目的】 九重部屋力士招聘により、横綱の里づくり事業を推進する。	
43	継 横綱の里づくり事業費						【主な増減】 旅費10（普通旅費）	
							【事業内容等】 令和6年度九重部屋夏合宿の開催協議に係る旅費不足分の追加。	

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名		産業課 (商工観光)					
7 款：商工費		1 項：商工費		6 目：横綱記念館管理運営費			
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			19,372	2,695	22,067	一般財源	2,695
							【事業目的】 福島町出身である第41代横綱千代の山と第58代横綱千代の富士の二人の横綱の偉大な功績を後世に語り継ぐとともに、国技大相撲に対する理解を深める。
							【主な増減】 備品購入費2,695 (管理用備品購入費)
							【事業内容等】 映像投影用プロジェクターの入替に係る費用の追加。

課 名		建設課					
8 款：土木費		2 項：道路橋梁費		2 目：道路維持費		(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名		予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正後の額		
		77,768	1,000	78,768	78,768	一般財源 1,000	【事業目的】 道路を適切に維持管理する。
43	継	道路維持費					【主な増減】 需用費1,000 (修繕費)
							【事業内容等】 排水溝補修外による増。

8 款：土木費		3 項：河川費		1 目：河川総務費		(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)	
			補正前の額	補正額			補正後の額
			7,767	300	一般財源 300	【事業目的】 町管理河川を適切に維持補修、管理する。	
43	継	河川総務費				【主な増減】 需用費300 (修繕費)	
						【事業内容等】 護岸補修の追加による増。	

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

		課 名		建設課			
		1 目：住宅管理費					
8 款：土木費	5 項：住宅費	新 議案 ページ	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
				補正前の額	補正額		
				7,289	1,800	1,800 一般財源	【事業目的】 町営住宅を適切に管理する。
							【主な増減】 需用費1,800（町営住宅小破修繕費）
44		継	町営住宅整備事業費				【事業内容等】 町営住宅の維持管理に必要な小破修繕費の増。

(単位：千円)

8 款：土木費		5 項：住宅費		2 目：町有住宅管理費			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
新 議案 ページ	継	事務・事業予算名	予 算 額		補正後の額				
			補正前の額	補正額					
			2,418	300	2,718	一般財源	300	【事業目的】 町有住宅を適切に維持管理する。	
44	継	町有住宅管理費						【主な増減】 需用費300（修繕費）	
								【事業内容等】 町有住宅の維持管理に必要な修繕費の増。	

課 名		教育委員会事務局（学校教育）				
1 0 款：教育費		1 項：教育総務費		4 目：教員住宅管理費		
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			2,415	11	11 一般財源	【事業目的】 教員住宅を適切に維持管理する。
44	継	教員住宅管理費				【主な増減】 委託料11（し尿浄化槽清掃等委託料）
						【事業内容等】 空き住宅1戸分の浄化槽清掃等委託料の追加。

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名 教育委員会事務局 (学校教育)

10款：教育費		2項：小学校費		1目：学校管理費			(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	
			補正前の額	補正額	補正後の額			
			18,450	1,619	20,069	一般財源 1,619	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。	
45	継	学校管理費					【主な増減】 需用費1,619（光熱水費）	
							【事業内容等】 電気料の単価増に伴う光熱水費の増額。	
			0	6,480	6,480	一般財源 6,480	【事業目的】 夏季における校内温度の著しい上昇対策として、冷房設備を整備することにより、学習環境の確保をする。	
45	新	小学校冷房設備設置事業費 ※政策等調書P50					【主な増減】 備品購入費6,480（管理用備品購入費）	
							【事業内容等】 エアコン5台（福島3台、吉岡2台）、窓用エアコン27台（福島18台、吉岡9台）の導入にかかる備品購入費の増額。	

(単位：千円)

課 名 教育委員会事務局 (学校教育)

1 0 款：教育費			3 項：中学校費		1 目：学校管理費			(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）		
			補正前の額	補正額	補正後の額				
			10,659	1,111	11,770	1,111 一般財源	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。		
45	継	学校管理費					【主な増減】 需用費1,111（光熱水費）		
							【事業内容等】 電気料の単価増に伴う光熱水費の増額。		
			0	3,558	3,558	3,558 一般財源	【事業目的】 夏季における校内温度の著しい上昇対策として、冷房設備を整備することにより、学習環境の確保をする。		
45	新	中学校冷房設備設置事業費 ※政策等調書P52					【主な増減】 備品購入費3,558（管理用備品購入費）		
							【事業内容等】 エアコン3台（職員室、保健室）、窓用エアコン11台（各教室）の導入にかかる備品購入費の増額。		

(単位：千円)

■議案第48号関係 令和5年度一般会計補正予算(第7号) 事務事業別説明資料

課 名		教育委員会事務局（生涯学習）				
1 1 0 款：教育費		1 目：社会教育総務費				
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
			補正前の額	補正額		
			3, 041	100	100 一般財源	【事業目的】 社会教育の全般的な推進。
46	継	社会教育総務費				【主な増減】 備品購入費100（管理用備品）
						【事業内容等】 寄贈品（千代の山関の書作品） 展示用額の購入に係る増額。

1 0 款：教育費		5 項：保健体育費		2 目：総合体育館運営費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額					
			補正前の額	補正額	補正後の額			
			19,218	370	19,588	370 一般財源	【事業目的】 社会体育推進のための施設の提供等。	
46	継	総合体育館運営費					【主な増減】 需用費370（光熱水費）	
							【事業内容等】 電気料の単価増等に伴う光熱水費の増額。	

課 名		教育委員会事務局（学校教育）									
1 1 0 款：教育費		5 項：保健体育費		3 目：学校給食センター費							
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名		予 算 額		財源内訳		説明（事業の目的・主な増減等）			
		補正前の額	補正額	補正後の額	一般財源	2,100	【事業目的】 児童生徒への安心安全な学校給食を提供するための学校給食センターの管理運営。				
		32,069	2,100	34,169							
46	継	学校給食センター費							【主な増減】 需用費2,100（光熱水費）		
									【事業内容等】 電気料の単価増等に伴う光熱水費の増額。		

所 属		教育委員会 生涯学習		整理番号		5-02-64-012	
事業計画名		福祉センター冷房設備設置事業					
分 野		教育・文化の分野		総合計画登載の有無		有	
まちづくり項目		生涯学習（推進体制）		根拠法令等			
現状の認識		夏季における著しい暑さのため、館内利用者からの暑さ対策の要望があった。					
政策等の発生源 （対象・意図）		対 象 （誰を・何を）		館内利用者（町民）			
		意 図 （めざすべき姿）		冷房設備を設置することで快適な環境を整備する。			
意図の実現に向けた課題		冷房設備設置に係る電気設備に関する調査が必要					
事業主体		町	会計区分	一般会計		実施期間	R5 ～ R5
実施方法		直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード
補助/単独		単独	補助名				
起債区分		無	起債名				

事業立案に向けた検討項目						
事業計画		福祉センター エアコン 音楽室1台・図書室1台 窓枠エアコン 老人室2台・研修室4台・和室1台				
年 度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	展望計画 (R6～R9)
計画額		0	0	0	4,000	0
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	4,000	0
	特記事項					
検討した他の政策等の内容		なし				
他の自治体の類似する政策等の比較検討		特に比較なし				
将来にわたる政策等のコスト		予算額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討		特に比較なし				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 冷暖設備設置数				
説 明	冷暖設備の設置数				
目標設定の考え方	冷房設備の設置個数				
	基準値（R元年度）	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
目標値（a）					9
実績値（b）					0
達成率（b/a）%					0.00

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R元年度)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		福祉センター冷房設備設置事業				展望計画 R 6 ～ R 9
年度	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R4 ローリ ング	事業内容				冷暖房設備設置	判定内容
	事業費	0	0	0	4,000	ローリング追加（ 要求どおり）
	国庫支出金	0	0	0	0	50点／75点 (66.7%)
	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R5. 11. 30
	そ の 他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	4,000	ローリング変更
	変更理由	来館者の利便性を確保するための暑さ対策のため				有
	事業内容					
実績	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地 方 債	0	0	0	0	更新年月日
	そ の 他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	
	事業内容					

◎実施検証

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎ 後期 4 ヶ年の総括

進み具合		実施方法等 の妥当性	
効 果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属		教育委員会 学校教育		整理番号		5-02-63-019	
事業計画名		小学校冷房設備設置事業					
分 野		教育・文化の分野		総合計画登載の有無		有	
まちづくり項目		幼児教育、学校教育		根拠法令等			
現状の認識		今夏において、記録的な猛暑が続いており、児童生徒の熱中症予防対策及び快適な教育環境整備のため、各教室へ冷房設備の設置が必要であると考ええる。					
政策等の発生源 (対象・意図)		対 象 (誰を・何を)		町内の児童生徒			
		意 図 (めざすべき姿)		冷房設備を設置することで快適な教育環境をする。			
意図の実現に向けた課題		冷房設備設置に伴う電気設備調査等が必要である。					
事業主体		町	会計区分	一般会計		実施期間	R5 ～ R5
実施方法		直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード
補助/単独		単独	補助名				
起債区分		無	起債名				

事業立案に向けた検討項目						
事業計画		R5 小学校冷房設備設置事業 ・エアコン5台（福島3台、吉岡2台） ・窓用エアコン27台（福島18台、吉岡9台）				
年 度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	展望計画（R6～R9）
計画額		0	0	0	6,500	0
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	6,500	0
	特記事項					
検討した他の政策等の内容		なし				
他の自治体の類似する政策等の比較検討		特に比較していない				
将来にわたる政策等のコスト		予算額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討		指名競争入札による				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 冷房設備設置校数（単位：校）				
説 明	冷房設備設置校数				
目標設定の考え方	冷房設備を設置した小学校数				
	基準値（R元年度）	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
目標値（a）					2
実績値（b）					0
達成率（b/a）%					0.00

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R元年度)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		小学校冷房設備設置事業				展望計画 R 6 ～ R 9
年度	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R4 ローリング	事業内容				町立小学校各教室への 冷房設備設置	判定内容
	事業費	0	0	0	6,500	ローリング追加（ 要求どおり）
	国庫支出金	0	0	0	0	50点／75点 (66.7%)
	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地方債	0	0	0	0	R5. 12. 1
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	6,500	ローリング変更
	変更理由	今夏の記録的な猛暑のため				有
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎後期 4カ年の総括

進み具合		実施方法等 の妥当性	
効 果		予算の妥当性	
今後の課題			

所 属		教育委員会 学校教育		整理番号		5-02-63-020	
事業計画名		中学校冷房設備設置事業					
分 野		教育・文化の分野		総合計画掲載の有無		有	
まちづくり項目		幼児教育、学校教育		根拠法令等			
現状の認識		今夏において、記録的な猛暑が続いており、児童生徒の熱中症予防対策及び快適な教育環境整備のため、各教室へ冷房設備の設置が必要であると考ええる。					
政策等の発生源 (対象・意図)		対 象 (誰を・何を)		町内の児童生徒			
		意 図 (めざすべき姿)		冷房設備を設置することで快適な教育環境を整備する。			
意図の実現に向けた課題		冷房設備設置に伴う電気設備調査等が必要である。					
事業主体		町	会計区分	一般会計		実施期間	R5 ～ R5
実施方法		直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード
補助/単独		単独	補助名				
起債区分		無	起債名				

事業立案に向けた検討項目						
事業計画		R5 中学校冷房設備設置事業 ・エアコン3台（職員室、保健室） ・窓用エアコン11台（各教室）				
年 度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	展望計画（R6～R9）
計画額		0	0	0	3,600	0
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	3,600	0
	特記事項					
検討した他の政策等の内容		なし				
他の自治体の類似する政策等の比較検討		特に比較していない				
将来にわたる政策等のコスト		予算額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討		指名競争入札による				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 冷房設備設置校数（単位：校）				
説 明	冷房設備設置校数				
目標設定の考え方	冷房設備を設置した中学校数				
	基準値（R元年度）	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
目標値（a）					1
実績値（b）					0
達成率（b/a）%					0.00

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R元年度)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事業名		中学校冷房設備設置事業				展望計画 R 6 ～ R 9
年度	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R4 ローリ ング	事業内容				町立中学校各教室への 冷房設備設置	判定内容
	事業費	0	0	0	3,600	ローリング追加（ 要求どおり）
	国庫支出金	0	0	0	0	50点／75点 (66.7%)
	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R5. 12. 1
	そ の 他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	3,600	ローリング変更
	変更理由	今夏の記録的な猛暑のため				有
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地 方 債	0	0	0	0	更新年月日
	そ の 他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

◎ 後期 4 ヶ年の総括

進み具合		実施方法等 の妥当性	
効 果		予算の妥当性	
今後の課題			